

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月23日

香川県教育委員会

香川県教育委員会規則第12号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和39年香川県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第14条 略</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の125</u>以上<u>100分の210</u>以下</p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の113.5</u>以上<u>100分の125</u>未満</p> <p>(3) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の102</u></p> <p>(4) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の93.5</u>以下</p> <p>2 略</p> <p>第15条 略</p> <p>(1) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の50</u>超</p> <p>(2) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の50</u></p> <p>(3) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の50</u>未満</p> <p>2 略</p>	<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第14条 条例第7条第9項に規定する再任用職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の115</u>以上<u>100分の190</u>以下</p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の103.5</u>以上<u>100分の115</u>未満</p> <p>(3) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の92</u></p> <p>(4) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の83.5</u>以下</p> <p>2 略</p> <p>第15条 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、教育委員会が定めるものとする。</p> <p>(1) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の45</u>超</p> <p>(2) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の45</u></p> <p>(3) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の45</u>未満</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、令和4年12月27日から施行し、改正後の第14条第1項及び第15条第1項の規定は、同月1日から適用する。